右の者に対する強姦未遂、暴行被告事件(昭和四三年(あ)第八九〇号)について、被告人を保釈中のところ、被告人は、指定された制限住居居住の条件に違反したので、当裁判所は、検察官の請求により、次のとおり決定する。

被告人に対し、昭和四三年三月二九日広島高等裁判所岡山支部がした保釈は、これを取り消す。

保釈保証金は、全部これを没取する。

昭和四三年五月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	īF	太 住